



税の申告と相談受付が始まります。

町県民税・所得税の申告期間

2月18日(月)から3月15日(金)

町県民税の申告と所得税の確定申告相談受付が、2月18日(月)から始まります。

町税務課では、申告相談を中央公民館講堂で別表のとおり地区別を実施します。例年期限が迫りますと窓口が大変混雑しますので、地区別日程に従って申告されますよう協力をお願いします。

持参するもの

- 町県民税申告書
- 13年度納税通知書
- 13年度固定資産課税明細書
- 日雇等の場合、給与支払い証明書を持参した方については給与控除ができます。
- 生命保険料、損害保険料支払い証明書
- 医療費領収書(総所得の5%又は10万円以上支払った方が該当します)
- 13年中にトラクター・コンバイン・農業用自動車等を取得された方は、取得当時の領収書又は販売証明書
- 印鑑

確定申告が必要な方

所得税

▲各種所得金額の合計額が、所得控除額(基礎控除・配偶者控除などの控除)を超える方。

▲給与所得者で、年収が2千万円を超える方。

▲給与所得のほかに、20万円を超える所得のある方。

▲2カ所以上から給与の支払いを受けている方。

▲雑損控除・医療費控除・住宅借入金等特別控除など、所得税の還付を受けようとする方。

町県民税

▲平成14年1月1日現在横芝町に住所があり、平成13年中に所得があった方。(所得税の確定申告をした方は除く)

▲給与所得者で次に該当する方。

・勤務先から給与支払い報告書の提出がなかった方。

・給与所得のほかに地代、家賃、営業、農業、利子配当などの所得のある方。

・平成13年中に退職された方。

税理士会が行う無料申告相談について

千葉県税理士会東金支部の税理士による所得税の確定申告のための「無料申告相談」を次のとおり行いますので、是非ご利用ください。

開催日 2月21日(木)
会場 横芝町中央公民館
時間 午前9時30分～12時
午後1時～4時

※譲渡所得のある方など相談内容が複雑で時間を要する方は税務署で相談してください。

地区別申告相談日程

月日	曜日	対象地区
2月18日	月	中台、牛熊、木戸台、町原、谷台
19日	火	長倉、取立、姥山、遠山
20日	水	小堤、寺方、曾根合、於幾、坂田
22日	金	上町全域
25日	月	本町全域、古川全域
26日	火	東町全域、両国新田
27日	水	栗山のうち東部・第1・第2・第3・第4・南部2
28日	木	上記以外の栗山地区
3月1日	金	鳥喰全域
4日	月	北清水全域
5日	火	新島全域
6日	水	屋形全域
受付場所	中央公民館2階講堂	
受付時間	午前9時～11時 午後1時～4時	

※平成13年中に所得がなかった場合でも、国民健康保険料軽減の判定資料等になりますので「町県民税申告書」の提出をお願いします。

※問い合わせ先 役場税務課 ☎ 82-8804-8805